



令和1年10月号

短期滞在

就労や留学に限らず、多くの外国人が日本を訪れるようになりました。ビザ免除国を除き、観光や商用等で短期間、日本を訪問する場合には、在留資格「短期滞在」が必要です。

「短期滞在」在留資格は、「本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動」が該当すると規定されています。在留期間は、入管法施行規則によって90日、30日又は15日のいずれかと規定されており、下記のようなケースが該当します。

- ① 観光→観光旅行・娯楽など
- ② 保養→保養・病気療養など
- ③ スポーツ→アマチュアのスポーツ大会・競技会参加など
- ④ 親族の訪問→友人・知人などの訪問など
- ⑤ 見学→見学や視察など
- ⑥ 講習又は会合への参加→説明会や講習会などへの参加・会議や会合への参加など
- ⑦ 業務連絡→出張して行う業務連絡や商談・契約調印・宣伝など

この中には、いわゆる商用も含まれますが、この場合には日本で報酬を得ることなく、あくまでも日本国外で行われる外国企業の主たる業務の一環として、外国企業の指揮命令のもとで付随業務として短期間行われていることが要件となります。

例えば、海外で生産・販売している製品について、海外本社の命令に従って、日本に輸出した後アフターサービスを行ったり、契約調印の為に出張した場合、商談等が該当します。日本国内で業務を行って、報酬を得る場合は、就労ビザを取得する必要がでてきますので注意が必要です。

＜「短期滞在」在留資格 申請上の留意点＞

在留資格「短期滞在」は、発給拒否された場合、拒否後6か月間は同一目的で再申請しても受理されません。これは、拒否後間もなく同一の申請を受理したとしても、事情が変わっていない以上、同一の審査結果になることは明らかであり、6か月程度経過しないとビザ申請に係る状況は改善されないと考えられるためです。

また、この場合、具体的な拒否理由は回答しないこととされています。拒否理由を回答することで、それらの情報が不正な目的を持って日本に入国しよう／させようとする者により、審査をかいくぐるために悪用されることも考えられ、その後の適正なビザ審査に支障を来し、ひいては日本社会の安全と安心にとってもマイナスとなるおそれがあるためとされています。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305 (キリン社会保険労務士事務所内)
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>